

各位

全国空襲被害者連絡協議会
民間戦争被害の補償を実現する沖縄県民の会

空襲被害者等救済法実現のための賛同表明のお願い

第二次世界大戦末期、アメリカ軍の爆撃による空襲により、東京、名古屋、大阪、広島（原爆）、長崎（原爆）、沖縄（地上戦）など、その被害は全国に及びました。しかし、戦争終了後も長い間苦しんだ人が多くいます。戦争孤児や戦災傷患者、戦争による精神的後遺症を負った人たちです。

軍人や軍属であった人たちには戦後恩給が支給され、その遺族には年金や特別弔慰金が現在でも支給されています。しかし、民間人の被害者には救済措置が一切ありません。民間人がどんなにひどい被害を受けたとしても、戦争だから我慢して当たり前とされてきました。命は平等なはずです。そこで、東京や大阪、沖縄では、国に対し謝罪と賠償を求め裁判を起しましたが、判決では被害事実は認定されたものの請求は棄却されました。しかし、地裁や高裁の判決では「国会が様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決すべき問題」との見解が出され、「新規立法による解決」を私たちは望むことにしました。これまでに国会では、超党派空襲議連に所属する議員たちによる「空襲被害者等救済法」の要綱案が作成され、与党である自民党や政府などへの働きかけが粘り強く行われてきました。以下が救済法要綱案のポイントです。（救済対象など）

1. 昭和 16 年(1941)12 月 8 日から同 20 年(1945)9 月 7 日までの間に本邦において行われた空襲、艦砲射撃、沖縄地上戦の被害者のうち、身体に障害やケロイドを負った者および PTSD(精神的後遺障がい)等を負った者。
2. 国による空襲被害等の実態調査と、追悼の意を表する施設を国が設置すること。
*救済対象者は現在のところ 4,600 名と推定され、予算規模は 23 億円相当と見込まれています。
(救済額:1 人あたり 50 万円)

現在、私たちは救済法の成立を国会に求めて活動していますが、被害を受けた当事者が生きているうちに救済されることを願っています。そこで、超党派空襲議連の活動支援の一環として、多くの方から空襲被害者等救済法案へのご賛同を頂き、集まった署名を内閣総理大臣及び両議院議長宛てに請願署名として提出することにしました。ぜひご署名いただけますようご協力をお願いします。民間人被害者を国が救済することは将来の戦争を抑止するためにも必要と考えます。

ご賛同いただける方には、別紙のご署名とご賛同のご意見や空襲被害者等についてご意見をお寄せいただくと幸いです。

なお、FAX やメールでも歓迎いたします。

全国空襲被害者連絡協議会 (略称: 全国空襲連)

〒131-0045 東京都墨田区押上1-33-4、中村ビル102

TEL・fax : 03-5631-3922

E-mail : tokyokusyu@coral.bforth.com

ホームページ: <https://www.zenkokukushuren.org/>

共同代表: 吉田裕、中山武敏、吉田由美子、前田哲男、宇都宮健児、斎藤貴男

【郵便振替口座番号】00130-8-623364(口座名: 全国空襲被害者連絡協議会)

別紙 空襲被害者等救済法実現のための賛同表明等

お名前		()年()月()日
職業・肩書		
ご意見		

* 後日纏めて院内集会などで発表させていただきます。
 なお、文字数にはこだわりませんので、一言でもご意見をお書き頂けると幸甚です。